

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">補助対象事業及び補助限度額への加算の要件</p> <p>(1 省略)</p> <p>2 ステップアップ事業 <u>(トライアル分及び通常分)</u></p> <p>次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすこと。<u>加えて、トライアル分の場合は、(6)の要件を満たすこと。</u></p> <p>(1) 事業実施主体としての体制が整っていること。 <審査事項> ① 運営体制 ・事業の実施主体（責任主体）の明確性 ② 地域資源の活用 ・ビジネス素材への地域資源の活用の可能性 ③ 市場及び販路 ・ターゲットとする市場及び販路の想定</p> <p>(2) 事業のサポート体制が整っていること <審査事項> ① 市町村との連携 ・事業実施についての市町村の理解</p> <p>(3) ビジネス意識が高いものであること <審査事項> ① ビジネス意欲及び習熟度 ・ビジネスとして取り組む意欲及び熱意</p> <p>(4) 事業計画全体の内容が適切なものであること <審査事項> ① 事業の適正 ・法令、公序良俗等の見地からの事業の適正 ② 方向性及び事業の具体性 ・事業の方向性と補助制度との整合性 ・事業目的及び課題の明確性 ③ 将来性 ・地域の産業振興への貢献</p> <p>(5) 投資にふさわしい効果が期待することができること <審査事項> ① ステップアップの可能性及び経済波及効果への期待</p> <p><u>(6) 高知県産業振興アドバイザー制度のうち、発掘支援アドバイザーの活用実績があること</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">補助対象事業及び補助限度額への加算の要件</p> <p>(1 省略)</p> <p>2 ステップアップ事業</p> <p>次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業実施主体としての体制が整っていること。 <審査事項> ① 運営体制 ・事業の実施主体（責任主体）の明確性 ② 地域資源の活用 ・ビジネス素材への地域資源の活用の可能性 ③ 市場及び販路 ・ターゲットとする市場及び販路の想定</p> <p>(2) 事業のサポート体制が整っていること <審査事項> ① 市町村との連携 ・事業実施についての市町村の理解</p> <p>(3) ビジネス意識が高いものであること <審査事項> ① ビジネス意欲及び習熟度 ・ビジネスとして取り組む意欲及び熱意</p> <p>(4) 事業計画全体の内容が適切なものであること <審査事項> ① 事業の適正 ・法令、公序良俗等の見地からの事業の適正 ② 方向性及び事業の具体性 ・事業の方向性と補助制度との整合性 ・事業目的及び課題の明確性 ③ 将来性 ・地域の産業振興への貢献</p> <p>(5) 投資にふさわしい効果が期待することができること <審査事項> ① ステップアップの可能性及び経済波及効果への期待</p>

(3～5 省略)

(3～5 省略)

6 一般事業（雇用重視分）（企業等が実施するハード事業）3 (1)の要件に加え、次の(1)から(4)までの全てを満たすこと。(1) 投資にふさわしい効果が期待することができることとして、次の①から④まで（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、次の①から③まで）の要件のうち、①及び③を含むいずれか2つ以上を満たすこと① 直接雇用の発生・事業計画期間内（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと）直接雇用の2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること。② 受益者効果の発生・事業計画期間内（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと）の受益者効果の発生③ 投資効果・事業計画期間内の投資効果が1.0以上④ ビジネスの主となる資源等への県内の地域資源の活用(2) 産業振興計画で目指す「現状を変えようとする取組」として、次の①から③までのいずれかを満たすこと。① 地域資源の付加価値を高める取組② 新たなビジネス手法の導入及び仕組みづくりに向けた取組③ 新分野・新事業への進出に向けた取組(3) 地域への経済波及効果が高いと認められる取組として、次の①及び②を満たすこと。① 事業計画期間内（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと）の受益者が5名以上で、その受益が3年以上安定的に継続することが見込まれていること。② ビジネスの主となる資源等に県内の地域資源が有効に活用され、その価値が高まること。(4) 連携事業者と共同して作成する連携計画書について、次の①から③までの全てを満たすこと（事業実施主体が2以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められるものを除く。）① 連携事業者との間で、主要原材料等について、今後3年から5年までの間、安定的に取引が行われることが見込まれること。② 事業実施主体及び連携事業者のいずれにおいても、付加価値額（従業員一人当たりの付加価値額を含む。）が5年で5パーセント（計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント）以上の向上が見込まれること。）※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費③ 事業実施主体及び連携事業者のいずれにおいても、売上額が5年で5パーセント（計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント）以上増加することが見込まれること。（ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となること見込まれること。）(5) 主要原材料等の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は30パーセント以上とす

新	旧
<p><u>る。ただし、県内において主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、審査会の意見を踏まえ、要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。</u></p> <p><u>なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(6) 連携計画における売上高等の増加率を算出する基準となる売上高等が当該事業計画の規模等に比して著しく大きい等のため、基準とすることが適当でないと判断される場合は、(3)の②及び③の規定にかかわらず、審査会の意見を踏まえ、要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。</u></p> <p><u>(7) (3)の②及び③並びに(4)は、連携計画書を作成する必要のない2以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められるものについて、準用する。</u></p> <p><u>7 特別承認事業</u></p> <p><u>8 担い手確保事業</u></p> <p><u>9 外部人材活用支援事業（グループ型）</u></p> <p><u>1.0 外部人材活用支援事業（単独型）</u></p> <p><u>1.1 拡大再生産加算</u></p> <p><u>1.2 拠点加算</u></p>	<p><u>6 特別承認事業</u></p> <p><u>7 担い手確保事業</u></p> <p><u>8 外部人材活用支援事業（グループ型）</u></p> <p><u>9 外部人材活用支援事業（単独型）</u></p> <p><u>1.0 拡大再生産加算</u></p> <p><u>1.1 拠点加算</u></p>